

学 法 第 171 号  
令和元年 9 月 20 日  
(学事法制課扱い)

鹿児島県立短期大学長 野呂 忠秀 殿

鹿児島県知事 三反園 訓



大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 2 項に基づく確認に  
ついて

令和元年 7 月 22 日付けで提出のあった確認申請については、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる要件を満たしていることを確認しましたので、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき通知します。

なお、同規則第 7 条第 2 項に基づく確認申請書（様式第 2 号の申請書の部分に限る。）の公表について、適切に対応してください。

〔連絡先〕  
学事法制課 文書係  
担当：徳重  
電話：099-286-2144